

募集要領

1 委託業務名称

SG第73回ボートレースダービー場外キャンペーン等運営管理業務（後期）

2 実施期間

契約締結日から令和8年（2026年）11月30日（月）まで

3 業務目的

令和8年（2026年）10月27日（火）～11月1日（日）の間に、SG第73回ボートレースダービーが開催されるにあたり、開催気運の醸成、場間場外売上の向上及びボートレース尼崎のブランド価値向上を目的として実施するものである。

4 事業者の募集等について

事業者は、5の条件を満たす事業者を対象として募集し、選考により決定する。

事業者の募集は、尼崎市及び尼崎市公営企業局の公式ホームページに掲載することにより行う。

5 参加資格条件

選考に参加することができる事業者は、次に掲げる(1)から(6)の条件を全て満たす事業者とし、これらを満たさない事業者の応募の場合は、応募用紙を受け付けない。

なお、受付後に当該事実が判明した場合においては、企画提案内容の中味にかかわらず選外とし、それが契約後に判明した場合においては、その段階で契約を取り消し、それまでの業務に要した一切の費用は負担しない。

- (1) 尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 尼崎市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）または暴力団員（同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（同条第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう）に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。
- (6) 本業務を一括再委託しない者であること（ただし、業務の一部を委託する場合（単なる紙面等への掲載委託等を除く）についてあらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない）。

6 参加手続

選考への参加を希望する者は、次のとおり書類の提出等を行うこと。

(1) 応募時に提出する書類等

ア 提出書類

「SG第73回ボートレースダービー場外キャンペーン等運営管理業務（後期）に係るプロポーザル応募用紙」

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和8年（2026年）8月13日（木） 正午必着（郵送可）

エ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課

(2) 応募後に提出する書類等

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

ページ数は問わないが、A4縦とし、両面コピーを徹底すること。記載内容については仕様書を参照のこと。

(イ) 見積書（仕様書に定める総額の範囲内）

仕様書に基づく業務にかかる総費用について、項目別に内訳を詳細に明記すること。書式は自由とする。見積書記載の宛名は「尼崎市公営企業管理者」とし、事業所名及び代表者職名を記載の上押印すること。また、見積金額は、消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税を記載すること。

イ 提出部数

各10部（見積書は1部原本、残りは写し）

ウ 提出期限

令和8年（2026年）8月27日（木） 正午必着（郵送可）

エ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課

(3) その他

ア 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の返却は行わない。

イ 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額参加事業者が負担するものとする。

ウ 提出された企画提案書等は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

7 質問の受付及び回答

本仕様書についての質疑は、電子メール（質問様式は自由）で行うこと。

(1) 受付期限

令和8年（2026年）8月13日（木） 正午必着

(2) 質疑回答予定日

令和8年（2026年）8月14日（金）

※ 質疑書提出者及び応募全事業者に電子メールで回答する。上記受付期限後の質疑には回答しない。

8 審査方法について

(1) 審査・選考方法

審査は、応募資格を満たしている事業者の提案資料に基づく書類審査により行い、最も得点の高かった事業者を契約候補者として選定する。なお、書類審査を行うにあたり、尼崎市から文書で提案資料の確認をする場合がある。

(2) 評価項目及び評価の視点

以下の評価項目及び視点に基づき総合的に評価する。

評価項目及び点数	評価の視点
SG開催キャンペーン業務 【0～20点】	・SG第73回ボートレースダービーの啓発と売上向上に資するキャンペーン内容であるか。 ・販促対象施設別の戦略設計や、全体スケジュール等の設定は適切であるか。 ・ファンの興味を引き、話題性や集客効果が見込める内容であるか。 ・ファンの関心を喚起し、来場促進や滞在時間の延長に繋がる内容となっているか。
ノベルティ製作及び販促活動 業務 【0～10点】	・配布ノベルティについては、シリアルコード又はQRコード等を活用し、参加者の行動データの取得、キャンペーン参加状況の把握及び効果検証が可能な仕様となっているか。 ・「SG開催キャンペーン業務」に活かせるようなノベルティを製作すると共に、単なる配布作業とならないような仕掛けを考案しているか。
効果検証・分析業務 【0～10点】	・本キャンペーンが場間場外売上、来場及び電話投票利用促進等に与えた効果を検証できるか。 ・本業務で取得したデータを分析し、参加者属性、利用動向、販促施策ごとの効果及び、キャンペーン実施場ごとの販売特性を可視化した資料を提出できる体制か。
その他 【0～8点】	・仕様書の指示事項以外にも、積極的に独自アイデアを盛り込み、提案できているか。 ・提案書は、具体的に『どのような対象に』、『どのような効果を期待したものか』について、それぞれ客観的な理由やデータ等が付されているか。
経済性・効率性 【0～2点】	・提案額が提案上限額の90%未満（2点） ・提案額が提案上限額の90%以上95%未満（1点） ・提案額が提案上限額の95%以上（0点）

※契約候補者の決定は、評価者全員の総合計点で最も高い応募事業者とする。

※評価の結果、同点数であった応募事業者が複数の場合は、評価者の評価で1位を多く獲得した応募事業者を契約候補者として選定する。

※応募が1者の場合であっても企画提案書を審査し、その結果、企画提案書の内容が仕様書等を満たしていると認められた場合には、その応募事業者を契約候補者として選定する。

※評価者全員の総合計点で、5割に満たない場合は選定しない（下記の「地域経済の活性化」の加点分は加味しない）。

※地域経済の活性化（市内事業者要件、市内在住者雇用）

・市内事業者要件

- ・ 市内事業者（グループの場合は構成員のうちのいずれかが市内事業者）であれば、合計点に10%の加点を行う。
- ・ 準市内事業者（グループの場合は構成員のうちのいずれかが準市内事業者）であれば、合計点に5%の加点を行う。

市内事業者とは、尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者。

準市内事業者とは、尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者。市外事業者とは、市内事業者、準市内事業者以外の事業者。

・市内在住者雇用

市内、準市内、市外事業者関わらず市内在住者の雇用提案があれば、合計点の5%の加点を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、次のとおり各応募事業者に書面にて通知する。

結果通知予定日 令和8年（2026年）8月29日（土）

9 契約保証金の納付について

尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第31条により、契約保証金（契約金額の100分の5以上）の納付が必要となる。ただし、同規則第32条各号に該当する場合は契約保証金の納付は免除する。

なお、契約保証金については契約期間における業務がすべて完了した際に還付する。

10 その他

- (1) 選定・非選定に関わらず、提出された企画提案書等の返却は行わず、提出された企画提案書等の制作にかかる経費は、全額参加者事業者が負担するものとする。
- (2) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権等、一切の権利は尼崎市に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 企画提案書等を採用した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではなく、業者決定後に企画内容についての調整を行うため、最終内容決定後、見積書を再提出し、契約を締結する。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度速やかに尼崎市と協議を行い決定する。
- (6) 本仕様書記載の委託業務が原因で発生した事故については、受託者が責任を負うものとする。

- (7) 本仕様書に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、尼崎市と受託者の双方が協議して処理する。
- (8) その他、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

11 問い合わせ先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課 （担当：山科・岩崎・高須）

電話：06-6419-3181

住所：〒660-0082 兵庫県尼崎市水明町 199-1

アドレス：ama-boat-kaisaiune@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上